

京都市上下水道局告示第10号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第1号の規定に基づき代表者の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成16年5月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

届出業者名

京都市右京区嵯峨伊勢ノ上町3番地の4

早田工業所

代表者 早田富男

変更事項

代表者早田稔から代表者早田富男に変更

指定期間

平成16年5月28日から平成17年3月31日

(上下水道局下水道部管理課)